

この理論サブノートは年々の受験傾向、受験生の要望等を考慮し、作成されたものです。

相続税法の理論の試験は、基本的な条文をどのように組み合わせで答案とするかがポイントとなります。

ところが税理士試験は時間との戦いであるため、条文を一字一句写す作業は得策とはいえません。またその一方で自己流の解答を答案用紙に表すのも得策ともいえません。

本書は、税理士試験の理論問題に対処できるように、「相続税法」「租税特別措置法」「国税通則法」等の各条文について、試験に関係する重要理論問題をピックアップし、これらの問題を各ブロック別にまとめました。

したがって、理論暗記を通じて個々の規定を確実なものとし、個々の規定の相互関連を把握していただければより一層の効果が得られると思います。

なお、本書は2023年7月1日現在の施行法令に基づいて作成しております。

資格の大原 税理士講座

Subject.1

効率的な学習を可能にする本書の構成

本書は、各税法の体系的な学習に役立つよう、各規定をその内容に基づきグループ分けをし、各グループごとに問題番号を付して掲載しております。また、各理論問題が属するグループを確認しやすいように、各理論問題には枝番号を付しております。

これらにより、個別理論の暗記から法律の体系的な学習が可能に一冊となっております。本書掲載の理論を確実なものとするので、税理士試験の合格に必要な力を身に付けることができます。

体系的な学習で効率 Up!

CONTENTS		もくじ
〔1 納税義務者〕		
問題 1-1	相続税の納税義務者及び課税財産の範囲・課税価格	10
問題 1-2	贈与税の納税義務者及び課税財産の範囲・課税価格	12
問題 1-3	所得税法に規定する国外転出時課税等があった場合の相続税の 関連規定	14
問題 1-4	所得税法に規定する国外転出時課税等があった場合の贈与税の 関連規定	16
問題 1-5	自然人以外のものが納税義務を負う場合等	18

枝番号で細分化

関連性の高い規定をグループ分け

Subject.2

各規定の重要度が一目でわかる

理論問題の各規定には、過去の税理士試験の出題実績等に基づいて、各規定の重要度に応じた★印を付しております。

- ★★ … 最重要かつ基本的な規定であり、高い精度での暗記が要求されます。
- ★ … 重要または★★を補足する規定であり、その内容を理解し、できるだけ高い精度での暗記を目指して下さい。

(注) ★を付していない規定については、★★及び★を暗記した後に暗記をするようにして下さい。

Subject.3

重要語句の暗記に便利な赤シート

本書は、解答上必要とされる税法用語や規定の適用要件等の重要語句を赤字表記にしております。付属のシートを使用し、赤字表記部分を隠すことで、各理論の最重要部分から暗記をすることが可能となります。(電子書籍版は赤シートに対応していません)

また、赤字表記部分をシートで隠しても文章の全体像を把握しやすいよう、赤字表記部分には、アンダーラインを付してあります。

最重要部分を確実に把握したうえで、文章全体を暗記することで、適切な解答作成が可能となる一冊となっております。

赤シートで暗記 Check !

納税義務者

問題 1-1 相続税の納税義務者及び課税財産の範囲・課税価格
(所得税法に規定する国外転出時課税等に関する部分を除く。)

理解に欠かせない重要語句

[1] 納税義務者 ★★

次に掲げる者は、相続税を納める義務がある。

(1) 居住無制限納税義務者 (法1の3①一)

相続又は遺贈により財産を取得した次に掲げる者であって、その財産を取得した時において法施行地に住所を有するもの

① 一時居住者でない個人

② _____ で _____ (被相続人が _____、被相続人又は非居住被相続人である場合を_____。)

(2) 非居住無制限納税義務者 (法1の3①二)

_____ により財産を取得した次に掲げる者であって、その財産を取得した時において _____

① _____ を有する _____ であって次に掲げるもの

赤シートで暗記の確認

Subject.4

開きやすく閉じにくいオリジナル製本

携帯に便利なB6サイズになっており、確認したいページを開いた状態で片手でも持ちやすい様に、製本を工夫しております。

Point.1

合格を可能にする暗記の手順

STEP.1 重要語句の暗記からスタート

税法用語や適用要件等の赤字表記部分は、解答上の最重要部分となりますので、まずは、赤字表記部分を中心に覚えて下さい。
その後、付属のシートで赤字表記部分を隠し、暗記ができているかどうか確認をします。

STEP.2 文章を組み立ててみる

赤字表記部分を踏まえ、タイトルを見てその内容が説明できるように文章を組み立てる練習をして下さい。

STEP.3 暗唱できるまで繰り返し

最終的に理論全体を隠して暗唱できるよう練習します。
各規定ごとにすらすらと暗唱できるようになることが目標です。各理論問題の内容理解後は反復して暗記に取り組み、本試験には万全の状態で臨みましょう。
なお、条文番号については、暗記をする必要はありません。

納税義務者

問題 1-1 相続税の納税義務者及び課税価格
(所得税法に規定する国外転)

課税価格
(千円)

[1] 納税義務者 ★★

次に掲げる者は、相続税を納める義務がある。

(1) 居住無制限納税義務者(法1の3①一)

相続又は遺贈により財産を取得した次に掲げる者であって、その財産を取得した時において法施行地に住所を有するもの

① 一時居住者でない個人

② 一時居住者である個人(被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。)

(2) 非居住無制限納税義務者

相続又は遺贈により財産を取得した時において法施行地に住所を有する個人であって次に掲げるもの

① 日本国籍を有する個人であって次に掲げるもの

STEP.1

重要語句を暗記
してみよう

タイトルから
内容を
思い出して
みよう

STEP.2

STEP.3

文章を隠して暗唱してみよう

1つの文章が暗記できたら
次の文章の暗記にチャレンジ！

Point.2

使って便利な巻末付録

巻末には合格への近道となる様々な付録を掲載しております。ぜひご活用下さい。

STEP.1

出題頻度や試験傾向が一目でわかる

出題分析表

内 容	回数	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72
納 税 義 務 者	年 度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4
					●						●				●				●

表形式なのですぐに確認できて便利です

STEP.2

出題内容や文章表現が一目でわかる

過去試験問題

回 (年度)	問 題
第72回 (令和 4年)	<p>問1 次の〔設例〕に基づき、以下の〔問〕に答えなさい。</p> <p>〔設例〕</p> <p>父Xは、令和4年8月に死亡し、子A（大学院に在学）は相続により財産を取得した。子Aが、父Xから生前に取得していた財産は次のとおりであり、贈与税の申告、納付が必要なものについては適法に済ませている。</p> <p>なお、父X及び子Aは、日本国籍を有しており、日本国外に住所を有していたことはない。また、以下の1～4に掲げる贈与以外の贈与については考慮する必要はない。</p> <ol style="list-style-type: none">平成30年11月に、父Xから、現金500万円の贈与を受けた。令和元年5月に、父Xから、土地の贈与（贈与時の時価1,000万円、相続開始時の時価2,500万円）を受け、父Xを特定贈与者として、相続時精算課税の適用を受けた。令和2年10月に、父Xから、米国国債（贈与時の時価2,000万円、相続開始時の時

原文を崩さず掲載していますので文章の特徴を知ることができます。

Point.3

法令等の改正に対応！

改正時には、資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストアで本書掲載内容に関する法改正に伴う修正を公開します。改正後の問題や解答をいち早くキャッチできます！！

また、細心の注意を払って作成しておりますが、万が一、訂正が生じた場合には正誤表も合わせて掲載いたします。

<https://www.o-harabook.jp/>

資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストア

法令等の改正に対応！

- 1 トップページから「トピックス(改正・正誤情報)」→「最新情報を見る」をクリック
- 2 「税理士」の項目から書籍名を確認して、【改正表】をクリック
- 3 印刷できます

Point.4

凡例紹介

凡 例

本書において使用する次の用語は、それぞれ次に掲げる法令を示すものである。

「法」……………相続税法

「令」……………相続税法施行令

「法附則」…相続税法附則

「令附則」…相続税法施行令附則

「措法」……………租税特別措置法

「措令」……………租税特別措置法施行令

「措規」……………租税特別措置法施行規則

「基通」……………相続税法基本通達

「国通」……………国税通則法

「災免法」…災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律

〔 1 納 税 義 務 者 〕

問題 1-1	相続税の納税義務者及び課税財産の範囲・課税価格	10
問題 1-2	贈与税の納税義務者及び課税財産の範囲・課税価格	12
問題 1-3	所得税法に規定する国外転出時課税等があった場合の相続税の 関連規定	14
問題 1-4	所得税法に規定する国外転出時課税等があった場合の贈与税の 関連規定	16
問題 1-5	自然人以外のものが納税義務を負う場合等	18
問題 1-6	医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例	20

〔 2 み な し 取 得 財 産 〕

問題 2-1	相続又は遺贈により取得したものとみなす場合	22
問題 2-2	贈与税の生命保険金等・定期金の課税関係	24
問題 2-3	低額譲受・債務免除等・その他の利益の享受	26
問題 2-4	信託に関する権利	28
問題 2-5	受益者等が存しない信託等の特例	30

〔 3 課 税 価 格 〕

問題 3-1	相続税の非課税財産	32
問題 3-2	国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税	34
問題 3-3	贈与税の非課税財産	36
問題 3-4	直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の 非課税	38
問題 3-5	直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の 非課税	42
問題 3-6	直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の 非課税	46
問題 3-7	相続税の債務控除	50
問題 3-8	小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例	52
問題 3-9	特例対象宅地等の用語の意義	54

問題 3-10	特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例	56
問題 3-11	相続税法に定める財産評価	58
問題 3-12	配偶者居住権等の評価	60
問題 3-13	未分割遺産に対する相続税の取扱い	62

〔 4 税 額 計 算 〕

問題 4-1	相続税の総額、遺産に係る基礎控除、法定相続人の数 及び各相続人等の算出相続税額	66
問題 4-2	相続税額の加算の制度	68
問題 4-3	相続開始前7年以内に被相続人から贈与があった場合	70
問題 4-4	配偶者の相続税額の軽減	72
問題 4-5	未成年者控除及び障害者控除	74
問題 4-6	相次相続控除	76
問題 4-7	外国税額控除	78
問題 4-8	贈与税の配偶者控除	80

〔 5 相 続 時 精 算 課 税 〕

問題 5-1	相続時精算課税制度	82
問題 5-2	相続時精算課税に係る相続税の納付義務の承継等	86
問題 5-3	住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例	88
問題 5-4	相続時精算課税適用者の特例（特例経営承継受贈者・特例事業受贈者）	92
問題 5-5	相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例	94

〔 6 申 告 〕

問題 6-1	相続税の期限内申告	96
問題 6-2	贈与税の期限内申告	98
問題 6-3	相続税法の納税地	100
問題 6-4	期限後申告	102
問題 6-5	修正申告	104
問題 6-6	更正の請求	108
問題 6-7	国税通則法に規定する期限後申告、修正申告及び更正の請求	110
問題 6-8	還付を受けるための申告及び還付	112

問題 6-9	相続財産法人に係る相続財産の分与があった場合等の申告等	114
問題 6-10	相続時精算課税等に係る贈与税の申告内容の開示等	116

〔 7 納 付 〕

問題 7-1	延 納	118
問題 7-2	物納の要件等	120
問題 7-3	連 帯 納 付	124
問題 7-4	農地等の贈与税の納税猶予及び免除	126
問題 7-5	農地等の相続税の納税猶予及び免除	128
問題 7-6	個人の事業用資産の贈与税の納税猶予及び免除	130
問題 7-7	個人の事業用資産の相続税の納税猶予及び免除	134
問題 7-8	山林の相続税の納税猶予及び免除	138
問題 7-9	非上場株式等の贈与税の納税猶予及び免除	140
問題 7-10	非上場株式等の相続税の納税猶予及び免除	144
問題 7-11	非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例並びに 相続税の納税猶予及び免除	146
問題 7-12	非上場株式等の贈与税の納税猶予及び免除の特例	150
問題 7-13	非上場株式等の相続税の納税猶予及び免除の特例	154
問題 7-14	非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例 並びに相続税の納税猶予及び免除の特例	156
問題 7-15	医療法人の持分に係る経済的利益の贈与税の納税猶予及び免除 並びに税額控除	158
問題 7-16	医療法人の持分の相続税の納税猶予及び免除並びに税額控除	162
問題 7-17	特定の美術品の相続税の納税猶予及び免除	166

〔 8 そ の 他 〕

問題 8-1	特定非常災害に関する特例	168
問題 8-2	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律	170

付 録

I	理論問題出題分析表	174
II	過去理論出題問題	176

問題 1-1 相続税の納税義務者及び課税財産の範囲・課税価格
(所得税法に規定する国外転出時課税等に関する部分を除く。)

〔1〕 納税義務者 ★★

次に掲げる者は、相続税を納める義務がある。

(1) 居住無制限納税義務者 (法1の3①一)

相続又は遺贈により財産を取得した次に掲げる者であって、その財産を取得した時において法施行地に住所を有するもの

① 一時居住者でない個人

② 一時居住者である個人 (被相続人が外国人被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。)

(2) 非居住無制限納税義務者 (法1の3①二)

相続又は遺贈により財産を取得した次に掲げる者であって、その財産を取得した時において法施行地に住所を有しないもの

① 日本国籍を有する個人であって次に掲げるもの

(イ) その相続開始前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたことがあるもの

(ロ) その相続開始前10年以内のいずれの時においても法施行地に住所を有していたことがないもの (被相続人が外国人被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。)

② 日本国籍を有しない個人 (被相続人が外国人被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。)

(3) 居住制限納税義務者 (法1の3①三)

相続又は遺贈により法施行地にある財産を取得した個人でその財産を取得した時において法施行地に住所を有するもの ((1)を除く。)

(4) 非居住制限納税義務者 (法1の3①四)

相続又は遺贈により法施行地にある財産を取得した個人でその財産を取得した時において法施行地に住所を有しないもの ((2)を除く。)

(5) 特定納税義務者 (法1の3①五)

贈与により相続時精算課税の規定の適用を受ける財産を取得した個人 ((1)~(4)を除く。)

〔2〕 課税財産の範囲・課税価格 ★★**(1) 無制限納税義務者（法2①、11の2①）**

居住無制限納税義務者又は非居住無制限納税義務者に該当する者については、その者が相続又は遺贈により取得した財産の全部に対し相続税を課し、その相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額をもって、相続税の課税価格とする。

(2) 制限納税義務者（法2②、11の2②）

居住制限納税義務者又は非居住制限納税義務者に該当する者については、その者が相続又は遺贈により取得した財産で法施行地にあるものに対し相続税を課し、その相続又は遺贈により取得した財産で法施行地にあるものの価額の合計額をもって、相続税の課税価格とする。

(3) 特定納税義務者（法21の16①、③）

特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しなかった相続時精算課税適用者については、相続時精算課税適用財産を特定贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして相続税の計算規定を適用する。

この場合において、その相続時精算課税適用財産の価額は贈与の時ににおける価額とし、その財産の価額から相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額を相続税の課税価格に算入する。

〔3〕 用語の意義 （法1の3③） ★★**(1) 一時居住者**

相続開始時において在留資格で一定のものを有する者であってその相続開始前15年以内において法施行地に住所を有していた期間の合計が10年以下であるものをいう。

(2) 外国人被相続人

相続開始時において在留資格で一定のものを有し、かつ、法施行地に住所を有していた被相続人をいう。

(3) 非居住被相続人

相続開始時において法施行地に住所を有していなかった被相続人であって、その相続開始前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたことがあるもののうちそのいずれの時においても日本国籍を有していなかったもの又はその相続開始前10年以内のいずれの時においても法施行地に住所を有していたことがないものをいう。

問題 1-2 贈与税の納税義務者及び課税財産の範囲・課税価格 (所得税法に規定する国外転出時課税等に関する部分を除く。)

〔1〕 納税義務者 ★★

次に掲げる者は、贈与税を納める義務がある。

(1) 居住無制限納税義務者（法1の4①一）

贈与により財産を取得した次に掲げる者であって、その財産を取得した時において法施行地に住所を有するもの

① 一時居住者でない個人

② 一時居住者である個人（贈与者が外国人贈与者又は非居住贈与者である場合を除く。）

(2) 非居住無制限納税義務者（法1の4①二）

贈与により財産を取得した次に掲げる者であって、その財産を取得した時において法施行地に住所を有しないもの

① 日本国籍を有する個人であって次に掲げるもの

(イ) その贈与前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたことがあるもの

(ロ) その贈与前10年以内のいずれの時においても法施行地に住所を有していたことがないもの（贈与者が外国人贈与者又は非居住贈与者である場合を除く。）

② 日本国籍を有しない個人（贈与者が外国人贈与者又は非居住贈与者である場合を除く。）

(3) 居住制限納税義務者（法1の4①三）

贈与により法施行地にある財産を取得した個人でその財産を取得した時において法施行地に住所を有するもの（(1)を除く。）

(4) 非居住制限納税義務者（法1の4①四）

贈与により法施行地にある財産を取得した個人でその財産を取得した時において法施行地に住所を有しないもの（(2)を除く。）

〔2〕 課税財産の範囲・課税価格 ★★

(1) 無制限納税義務者（法2の2①、21の2①）

居住無制限納税義務者又は非居住無制限納税義務者に該当する者については、その者が贈与により取得した財産の全部に対し贈与税を課し、その年中において贈与により取得した財産の価額の合計額をもって、贈与税の課税価格とする。

(2) 制限納税義務者（法2の2②、21の2②）

居住制限納税義務者又は非居住制限納税義務者に該当する者については、その者が贈与により取得した財産で法施行地にあるものに対し贈与税を課し、その年中において贈与により取得した財産で法施行地にあるものの価額の合計額をもって、贈与税の課税価格とする。

(3) 年の中途において課税財産の範囲が異なることとなった場合（法21の2③、令4の4の2）

贈与により財産を取得した者がその年中における贈与による財産の取得について(1)かつ(2)に該当する場合には、その者については、(1)の期間内に贈与により取得した財産の価額及び(2)の期間内に贈与により取得した財産で法施行地にあるものの価額の合計額をもって贈与税の課税価格とする。

(4) 相続開始の年において被相続人から贈与を受けた場合（法21の2④）

相続又は遺贈により財産を取得した者が相続開始の年においてその相続に係る被相続人から受けた贈与により取得した財産の価額で生前贈与加算の規定により相続税の課税価格に加算されるものは、贈与税の課税価格に算入しない。

〔3〕用語の意義（法1の4③）★★

(1) 一時居住者

贈与時において在留資格で一定のものを有する者であってその贈与前15年以内において法施行地に住所を有していた期間の合計が10年以下であるものをいう。

(2) 外国人贈与者

贈与時において在留資格で一定のものを有し、かつ、法施行地に住所を有していた贈与者をいう。

(3) 非居住贈与者

贈与時において法施行地に住所を有していなかった贈与者であってその贈与前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたことがあるもののうちそのいずれの時においても日本国籍を有していなかったもの又はその贈与前10年以内のいずれの時においても法施行地に住所を有していたことがないものをいう。

問題 1-3 所得税法に規定する国外転出時課税等があった場合の相続税の関連規定

〔1〕 納税義務者 ★★

次に掲げる者は、相続税を納める義務がある。

(1) 居住無制限納税義務者（法1の3①一）

相続又は遺贈により財産を取得した次に掲げる者であって、その財産を取得した時において法施行地に住所を有するもの

① 一時居住者でない個人

② 一時居住者である個人（被相続人が外国人被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。）

(2) 非居住無制限納税義務者（法1の3①二）

相続又は遺贈により財産を取得した次に掲げる者であって、その財産を取得した時において法施行地に住所を有しないもの

① 日本国籍を有する個人であって次に掲げるもの

イ その相続開始前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたことがあるもの

ロ その相続開始前10年以内のいずれの時においても法施行地に住所を有していたことがないもの（被相続人が外国人被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。）

② 日本国籍を有しない個人（被相続人が外国人被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。）

〔2〕 国外転出等（法1の3②） ★

(1) 国外転出時課税に係る納税猶予（その納税猶予に係る期限の延長を受ける場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受ける個人が死亡した場合には、その個人の死亡に係る相続税の〔1〕(1)②又は〔1〕(2)①若しくは②の規定の適用については、その個人は、その個人の死亡に係る相続開始前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたものとみなす。

- (2) 国外転出（贈与）時課税に係る納税猶予の規定の適用を受ける者からその贈与により財産を取得した者（以下「受贈者」という。）が死亡した場合には、その受贈者の死亡に係る相続税の〔1〕(1)②又は〔1〕(2)①若しくは②の規定の適用については、その受贈者は、その受贈者の死亡に係る相続開始前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたものとみなす。ただし、その受贈者がその規定の適用に係る贈与前10年以内のいずれの時においても法施行地に住所を有していたことがない場合は、この限りでない。
- (3) 国外転出（相続）時課税に係る納税猶予の規定の適用を受ける相続人（包括受遺者を含む。以下(3)において同じ。）が死亡（以下(3)において「二次相続」という。）した場合には、その二次相続に係る相続税の〔1〕(1)②又は〔1〕(2)①若しくは②の規定の適用については、その相続人は、その二次相続開始前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたものとみなす。ただし、その相続人がその規定の適用に係る相続開始前10年以内のいずれの時においても法施行地に住所を有していたことがない場合は、この限りでない。

〔3〕 債務控除との関連 （法14③） ★★

控除すべき公租公課の金額には、被相続人が〔2〕の納税猶予の適用を受けていた場合におけるその納税猶予分の所得税額を含まない。

ただし、その被相続人の納付の義務を承継した相続人又は包括受遺者が納付することとなった納税猶予分の所得税額等については、この限りでない。

〔4〕 更正の請求との関連 （法32①） ★★

相続税について申告書を提出した者又は決定を受けた者は、〔2〕の納税猶予の適用を受けていた者の相続人又は包括受遺者が、その納税猶予分の所得税額を納付することとなったこと等の事由により、その申告又は決定に係る課税価格及び相続税額が過大となったときは、その事由が生じたことを知った日の翌日から4月以内に限り、納税地の所轄税務署長に更正の請求をすることができる。